

# 令和6年小美玉市議会 総務常任委員会会議録

令和6年3月13日（水）  
午前9時56分～  
市役所3階 議会委員会室

小美玉市議会

## 総務常任委員会

### 1 開 会

### 2 委員長あいさつ

### 3 執行部あいさつ

### 4 議 事

(1) 議案第7号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例について

(2) 議案第8号 小美玉市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

(3) 議案第9号 小美玉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

(4) 議案第23号 令和5年度小美玉市一般会計補正予算(第8号)

(5) 議案第27号 令和5年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算(第2号)

(6) 議案第40号 公の施設の広域利用に関する協議について

### 5 その他

### 6 閉 会



午前9時56分 開会

◎開会の宣告

○副委員長（真家功君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

定刻前ですが、おそろいでございますので、ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、長津委員長、挨拶、お願いします。

○委員長（長津智之君） 改めまして、おはようございます。

今日13日、11日、12日と皆さん続けて予算特別委員会から、そしてまた、間髪入れず、今日、総務常任委員会、また補正の審議等々、今回は付託案件6件ございますので、気を引き締めて質疑、そして簡潔な説明、質疑の方も分かりやすい質問ということで進めていきたいと思っております。どうか、今日1日、よろしくお願ひしたいと思っております。

○副委員長（真家功君） 続きまして、執行部挨拶としまして、島田市長、お願ひいたします。

○市長（島田幸三君） 改めまして、おはようございます。

歴史の話ではないですが、今日は新選組が結成した日となっております。161年前になりますが、なぜ新選組の話をしたかといいますと、初代の局長が、水戸藩の芹沢鴨さんが初代の局長ということで、会津松平藩の命を受けて京都の守護職になった関係で新選組を結成して、初代局長が水戸藩、茨城県出身ということで、そういう意味では、ある意味記念の日なのかと、そういうふうに思います。

余談になりましたけれども、総務常任委員会、慎重な審議をお願ひして、挨拶に代えさせていただきます。

○副委員長（真家功君） ありがとうございます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。議事の進行は、長津委員長にお願ひいたします。

○委員長（長津智之君） 議事に入る前に、本日は福島議員、内田議員、宮内議員が傍聴いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議題は、3月8日、付託されました議案審査付託表のとおりでございます。関係資料につきましては、スマートディスカッションに保存されております。準備はよろしいでし

ようか。

[「はい」と呼ぶ声あり]

○委員長（長津智之君） 当委員会の議事の進め方ですが、質疑の方法は一問一答方式とし、1人の方が全て終了するまで質疑を続けることにします。簡潔かつ明瞭になされ、重複質疑を避けられるようよろしくお願いいたしますと思います。

また、執行部においても、明快な答弁をお願いしたいと思います。なお、執行部が即時回答、答弁し難い質疑があった場合は、当該質疑に対する答弁を一時保留し、委員は次の質疑をお願いいたします。一時保留にした答弁は、執行部において整い次第再開することになります。各委員におかれましては、よろしくご協力をお願いいたします。

なお、会議録作成都合上、発言の際はマイクを使っていただき、質疑が終わったら必ず電源をお切りいただきますようお願い申し上げます。

それでは、付託議案の審査に入ります。

まず、議案第7号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。

植田政策企画課長。

○政策企画課長（植田賢一君） 改めまして、おはようございます。

それでは、議案第7号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

提案理由でございますが、脱炭素化に資する公共施設等の整備に要する経費に充てることを目的とする新たな基金を設置し、また、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行により完了する事業の基金を廃止するため、この案を提出するものであります。

次のページをお願いいたします。

2ページで、第1条は、別表第1中、小美玉市公共施設整備基金の次に小美玉市脱炭素化施設整備基金を加えるとしております。脱炭素化施設整備基金につきましては、職員による政策提案を踏まえ、新たに設置するものでございます。本市では、保有する各種基金のうち、長期運用が可能な資金は債権を購入し利息収入を得ております。この債権のうち、環境問題の改善や社会貢献に関連する事業の資金となるE S G債の運用益や、廃校した学校備品などの売払い収入及びE V公用車への企業広告掲載など、S D G sの理念に即した税外収入を確保し、再生可能エネルギー由来のE V車充電設備の導入や公用車をE V車へ転換するなど、脱炭素化に資する整理の財源とするため基金を設置するものでございます。

次に、第2条につきましては、別表第1、小美玉市新型コロナウイルス感染症対策基金の項を削るとしております。新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行により、本基金を財源活用する事業が年度内に完了することから、基金を廃止するものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年3月31日から施行するとしております。

次のページにつきましては、新旧対照表でございます。別表第1の現行と改正案について表記をしております。

説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（長津智之君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第7号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号 小美玉市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

島田総務課長。

○総務課長（島田視一君） それでは、議案第8号 小美玉市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、関連する市条例において所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

条例の改正内容でございますが、次の次のページになります、新旧対照表をご覧ください。

改正点は、第1条、第2条、第5条及び第6条について、法律の改正に関連する条文の項番号と号番号の変更、文言の整理等のみの改正となっておりますので、条例の内容自体を変更するといった趣旨の改正ではございません。

具体的な改正箇所は、この表の下線部分について右欄の現行の条文を左の欄のように改正するものでございます。

今回の法律の方の改正は、マイナンバーを利用して情報連携が行える行政事務の範囲を現行より拡大するものでございます。なお、新たに情報連携が可能となる事務の種類につきましては、国の規則において規定されるため、今後規則が改正される予定となっておりますので、その際には、改めて条例改正が生じる可能性もございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（長津智之君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第8号 小美玉市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決ま

た。

次に、議案第9号 小美玉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

高野人事課長。

○人事課長（高野雄司君） それでは、議案第9号 小美玉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

まず、提案理由でございますけれども、地方自治法の改正に伴い、正規職員との均衡の観点から、会計年度任用職員に対しましても勤勉手当を支給するため、この案を提出するものでございます。

それでは、条例の概要についてご説明いたします。1ページをご覧ください。

まず、中段の14条の2、中段でございます、14条の2の規定につきましては、フルタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給規定でございます。条件につきましては、正規職員の支給条件を準用するとなっております。

次に、下段、24条の2でございますけれども、1ページから2ページにかけて、こちらの規定につきましては、パートタイムの会計年度任用職員についての支給規定となります。パートタイムの会計年度任用職員につきましては、月によって金額が変動するので、月の平均額を基礎額として算定し支給する規定となっております。

2ページをご覧くださいまして、いずれも勤勉手当の基礎額に100分の102.5、いわゆる1.025か月分を乗じた額が勤勉手当の額となります。

附則といたしまして、令和6年4月1日施行、また、育児休業等条例、この中に勤勉手当の規定がございまして、こちらの中に会計年度任用職員については除外するという規定があったため、こちらを削除するものが附則として追加するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（長津智之君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

荒川委員。

○20番（荒川一秀君） 質疑というか、私のところの議会事務局にも1人おるわけですが、でも、本当に一生懸命やってくれているんですよ。これは当然のことだと私は思います。よ

ろしくお願いします。

○委員長（長津智之君） 他に何かございますか。

山崎委員。

○5番（山崎晴生君） おはようございます。

ちょっと基本的なことを聞いてもよろしいでしょうか。勤勉手当とは、どういう方がもらえる手当になるのですか。

○委員長（長津智之君） 高野人事課長。

○人事課長（高野雄司君） 山崎委員のご質問でございますけれども、勤勉手当につきましては、正規職員と同等の業務をというところで、会計年度任用職員について、新年度より勤勉手当を支給することとなっておりますけれども、基本的には、全員の方でございますけれども、今回、この条例の中にも、除外する者ということで、1週間の勤務時間が15.5時間以下の者については支給対象外となっております、そのほかの職員につきましては全員支給する対象となっております。

以上です。

〔「はい、大丈夫です」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） 他にございますか。

戸田委員。

○3番（戸田大我君） すみません、今のことで、15.5時間以下の非常勤の職員さんには支給されないということなのですか、その基準はどんな感じでしたのでしょうか。

○委員長（長津智之君） 高野人事課長。

○人事課長（高野雄司君） 基準といたしまして、まず、会計年度任用職員を任用したときに、1週間の勤務時間が正規職員と同様といたしますと、7.75時間掛ける5日間ということですが、仮に3日、1週間のうちの3日のみ勤務となった場合にでも、7時間を超えるような勤務、1日、その場合ですと、週の3日掛ける7時間ということで、21時間以上勤務したことになりますので、そういう方が対象になってくるのですけれども、今回、パートタイム任用職員につきましては、来年度、約150名程度任用予定でございますけれども、その中の業務の中に、一例といたしますと、生涯学習課で所管します文化財等の発掘調査員、それとか、各施設を持っている施設の中で、夜間管理人とか、そういった方にも任用職員としてお願いするわけですが、そういった短時間の勤務の方については対象外という規定となっております。

以上です。

[「ありがとうございます」と呼ぶ声あり]

○委員長（長津智之君） 他によろしいですか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（長津智之君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（長津智之君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第9号 小美玉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（長津智之君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号 令和5年度小美玉市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

高橋財政課長。

○財政課長（高橋宏君） それでは、議案第23号 令和5年度小美玉市一般会計補正予算（第8号）のうち、総務常任委員会所管についてご説明を申し上げます。

初めに、6ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費補正。1、追加において、総務常任委員会所管分が2件ございます。表の一番上、2款総務費、1項総務管理費の文書行政管理事務費で88万円。同じく2款3項戸籍住民基本台帳費で829万4,000円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に、10ページをご覧ください。

総務常任委員会所管の歳入につきましては、財政課で一括してご説明いたします。また、歳出につきましては、順次担当部局からご説明させていただきます。

それでは、一番上の表からになります。

1 款市税、1 項市民税、1 目個人市民税で340万円の補正増でございます。同じく2 目法人市民税で3,080万円の補正増でございます。1 款2 項1 目固定資産税で1,040万円の補正減でございます。同じく2 目国有資産等所在市町村交付金で36万3,000円の補正増でございます。1 款3 項軽自動車税、2 目種別割で550万円の補正増でございます。

8 款1 項1 目ゴルフ場利用税交付金で600万円の補正増でございます。

12 款1 項1 目地方交付税のうち、普通交付税で1 億2,693万9,000円の補正増、変更交付決定があったため、増額するものでございます。

14 款分担金及び負担金、1 項負担金、2 目衛生費負担金で208万3,000円の補正減、茨城美野里環境組合整理事業の事業費確定によるものでございます。

11ページをご覧ください。

ページ中段になります。15 款使用料及び手数料、2 項手数料、1 目総務手数料で85万2,000円の補正減、戸籍謄本、抄本、証明手数料ほか3 件によるものでございます。同じく3 目衛生手数料で28万円の補正減。家電リサイクル製品収集運搬手数料ほか2 件によるものでございます。

12ページをご覧ください。

16 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金のうち、総務常任委員会所管として社会保障・税番号制度システム整備費補助金で217万8,000円の補正増、個人番号カード交付事務費補助金で112万2,000円の補正減、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で3,650万9,000円の補正減でございます。同じく3 目衛生費国庫補助金、空き家対策総合支援事業補助金で111万5,000円の補正減でございます。

飛びまして、14ページをご覧ください。

一番下になります。17 款県支出金、3 項委託金、1 目総務費委託金、市町村事務処理特例交付金で23万3,000円の補正増でございます。同じく、3、戸籍住民基本台帳費委託金、人口動態統計事務委託金で1,000円の補正増でございます。同じく、5、統計調査費委託金で11万円の補正減、国勢調査調査区設定費委託金のほか2 件によるものでございます。

15ページをご覧ください。

18 款財産収入、1 項財産運用収入、2 目利子および配当金で374万1,000円の補正増、財政調整基金積立利子ほか7 件によるものでございます。

18 款財産収入、2 項財産売却収入、2 目物品売却収入107万9,000円のうち、総務常任委員会所管分として公用バス売却分27万4,000円の補正増でございます。

19款1項寄附金、2目総務費寄附金、企業版ふるさと応援に対する指定寄附金1,160万円の補正増でございます。

同じく、3目衛生費寄附金、環境保全に対する指定寄附金で、225万4,000円の補正増でございます。

20款繰入金、2項1目基金繰入金のうち、総務常任委員会所管として、財政調整基金繰入金、歳入歳出間調整のため、9,820万3,000円の補正減。公共施設整備基金繰入金、脱炭素化施設整備基金への積立て及び幼稚園解体工事の財源とするため、3,980万円の補正増。幡谷浩史環境福祉整備基金繰入金対象事業費の補正計上に伴い、64万2,000円の補正減。ふるさと応援基金繰入金、対象事業費の補正計上に伴い4,122万9,000円の補正減。公共用バス整備基金繰入金、対象事業費の補正計上に伴い47万円の補正減。合併振興基金繰入金で、対象事業費の補正計上に伴い500万円の補正減でございます。

16ページをご覧ください。

前ページに引き続き、新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金で41万9,000円の補正増でございます。

次に、22款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金で220万円の補正減でございます。同じく4項受託事業収入、1目衛生費受託事業収入、空地雑草除去受託料で167万2,000円の補正減でございます。同じく5項雑入、1目滞納処分費で7万6,000円の補正増でございます。同じく5目雑入のうち、総務常任委員会所管としまして、県市町村振興協会交付金で131万4,000円の補正増、生命保険事務取扱手数料で38万円の補正減、派遣職員給与費等負担金で1,347万円の補正減、17ページに移りまして、指定ごみ袋等有料広告料で11万円の補正減、燃料重量税等補償金で80万円の補正増、不用品売払収入で4万7,000円の補正増でございます。

23款1項市債、1目衛生債、広域ごみ処理施設建設事業債で2,530万円の補正減。負担金変更に伴い減額するものでございます。同じく、2目農林水産業債、畑地帯総合整備事業債のほか2件で290万円の補正減。畑地帯総合整備事業の負担金変更に伴い減額するものでございます。同じく、7目教育債で790万円の補正増。美野里中学校特別支援学級教室改修工事に伴い増額するものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

○委員長（長津智之君） 高野人事課長。

○人事課長（高野雄司君） 続きまして、歳出についてご説明いたします。

まず初めに、一般会計全体の職員給与費に関する補正につきましては、人事課より一括してご説明をさせていただきます。

飛びまして、68ページをご覧願いたいと思います。

こちらの表、一般職の総括表の比較欄になりますけれども、まず、報酬が168万7,000円の減。給料が883万2,000円の減。職員手当が4,644万5,000円の増。共済費が958万円の減。合計といたしまして、2,634万6,000円の補正増でございます。

職員数につきましては、全体で611名、内訳といたしまして、一般職員が479人、会計年度任用職員が132人で、6名の減員でございます。また、下段の職員手当の詳細につきましては、下段、内訳欄のとおりでございます。

今回の職員給与費に関する補正の主な要因につきましては、年度途中の退職者分の給与費の減額、また、勸奨等退職者に対します特別負担金の増によるものでございまして、こちらにつきましては、当初予算時の退職者見込みより普通退職者、増えたことによるもので、こちらについての特別負担金を負担するものでございます。

以上が職員給与費の補正に関する説明でございます。

これより、各所管により歳出の説明をさせていただきますが、職員給与費に関する補正につきましては、説明を省略させていただきます。給与費以外の補正内容について、順次説明してまいります。よろしく申し上げます。

○委員長（長津智之君） 須賀田議会事務局次長。

○議会事務局次長（須賀田千恵子君） 続きまして、各所管の歳出でございます。

18ページをお開き願います。

まず、議会事務局所管の歳出についてご説明させていただきます。

1款1項1目、議会費でございます。説明欄1、議員給与費につきましては、127万円の補正減をお願いするものでございます。内容といたしまして、議員期末手当につきまして、改選による議員確定に伴う不用額の減額でございます。

続きまして、説明欄3、議会運営費につきましては、合計で332万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。減額の主な理由といたしまして、全体行政視察研修の中止や特別委員会研修の実施がなかったことから、8節の旅費、特別旅費及び13節使用料及び賃借料の自動車借上料や改選に伴い政務活動費の改選前分を精算したことによる18節負担金補助及び交付金の不用額の減額でございます。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 島田総務課長。

○総務課長（島田視一君） 続いて、19ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄5の庶務事務費は、173万6,000円の減額補正でございます。内容でございますが、需用費につきましては、令和6年度の行政組織の改編に伴い、公印、受付印、ゴム印など印鑑類を前もって準備するため、消耗品費を16万4,000円増額するものでございます。

その下の役務費につきましては、年間の郵便料が当初見込額より少なく済んだことにより、通信運搬費を190万円減額するものでございます。

次の6番、文書法制管理事務費は19万8,000円の減額補正でございます。減額の理由は、個人情報保護法の施行に伴い個人情報を取り扱う業務システムが不要となったため、使用料及び賃借料として19万8,000円を減額するものでございます。

以上です。

○委員長（長津智之君） 阿久津行革デジタル推進課長。

○行革デジタル推進課長（阿久津清隆君） 続きまして、行革デジタル推進課所管、7、行政管理事務費につきましては、20万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。理由といたしましては、補助金審議会、行財政改革懇談会及び公共施設マネジメント推進委員会の役員報酬におきまして不用額が生じたため、補正減額をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（長津智之君） 高野人事課長。

○人事課長（高野雄司君） 続きまして、人事課所管についてご説明いたします。

同じく19ページの1項総務管理費の中の説明欄8、人事・給与管理事務費につきましては、合計で183万1,000円の減額。続きまして、9、職員厚生費につきましては、82万1,000円の減額。説明欄10、職員の研修費につきましては、30万2,000円の減額につきましては、いずれも事業費確定により不用額を減額するものでございます。

以上です。

○委員長（長津智之君） 比気市民協働課長。

○市民協働課長（比気龍司君） 続きまして、市民協働課所管の補正予算についてお願いいたします。

同じく19ページの一番下の段、説明の欄の11、行政区運営経費、8節旅費6万6,000円の

減額につきましては、視察研修計画変更によるものでございます。

20ページをお願いいたします。

上段、18節負担金補助及び交付金、区長会運営補助金30万円の減額につきましては、事業実施後の不用見込額の減額補正をお願いするものでございます。

○委員長（長津智之君） 林魅力発信課長。

○魅力発信課長（林 美佐君） 続きまして、魅力発信課所管になります。その下をご覧ください。

2目文書広報費、説明欄1、広報活動経費につきましては、今後の執行見込みによりまして、シティプロモーション推進懇談会委員報酬において5,000円の減額、需用費、広報おみたまの印刷製本費において200万円の減額、合わせて200万5,000円の減額補正をお願いするものであります。

以上です。

○委員長（長津智之君） 高橋財政課長。

○財政課長（高橋宏君） 財政課所管分についてご説明いたします。

同じく、3目財政管理費、1、財政管理事務費で42万3,000円の補正減。委託料2件が、額確定によるものでございます。

以上です。

○委員長（長津智之君） 箕輪会計課長。

○会計課長（箕輪淳子君） 続きまして、その下、4目会計管理費についてご説明いたします。

説明欄1、会計管理事務費、合計102万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。内訳としまして、10節需用費の消耗品費15万円の減、11節役務費の納付書収納等手数料74万2,000円の減、12節委託料のシステム導入等経費8万7,000円の減、13節使用料及び賃借料のシステム使用料4万2,000円の減となります。いずれも不用見込額でございます。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 高橋財政課長。

○財政課長（高橋宏君） 21ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、1、公有財産管理事務費で250万円の補正減。通信運搬費を30万円増額し、事務用備品購入費を280万円減額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 島田総務課長。

○総務課長（島田視一君） 総務課所管になります。

同じく、5目財産管理費の説明欄2、市庁舎維持管理費につきましては、73万円の増額補正でございます。補正の内容は、需用費につきましては、行政組織の一部改編に伴い本庁舎及び各支所の案内板改修、電話、LAN線の改修などを要するため、修繕料として137万1,000円を増額するものでございます。

次の12節委託料につきましては、庁舎維持管理に係る6つの委託料をここに記載してございますが、全て契約金額が当初見積りより低い額となったため、入札差金として合計で53万1,000円を減額するものでございます。

次の14節工事請負費につきましても、同様に本庁舎のエレベーターの改修工事費について入札差金として11万円を減額するものでございます。

以上です。

○委員長（長津智之君） 高橋財政課長。

○財政課長（高橋宏君） 同じく、3、公用車維持管理経費で、50万円の補正減。燃料費の実績に伴い減額するものでございます。

以上です。

○委員長（長津智之君） 島田総務課長。

○総務課長（島田視一君） ただいまのすぐ下になります。説明欄4の契約検査事務費は、45万5,000円の減額補正でございます。減額理由は、こちらの3つの使用料につきましては、全て入札関連のシステムで、県が管理しており、いずれも請求額が変更になり、当初見積りより低い額となったため、使用料及び賃借料を合計で45万5,000円不用額として減額するものでございます。

以上です。

○委員長（長津智之君） 植田政策企画課長。

○政策企画課長（植田賢一君） 6目企画費、説明欄1、企画調整事務費で1万4,000円の補正減、霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟及び霞ヶ浦導水事業建設促進協議会の負担金額確定によるものでございます。

○委員長（長津智之君） 林魅力発信課長。

○魅力発信課長（林 美佐君） 続きまして、22ページをご覧ください。

説明欄2、ふるさと寄附金事業につきましては、昨年11月に開催され参加をいたしました「ふるさと納税大感謝祭」経費の実績による不用額として、旅費において2万円の減額、需

用費、賄材料費において2万2,000円の減額、使用料及び賃借料において9,000円の減額、また、今後の執行見込みによりまして、需用費、税控除書類封筒等の印刷製本費において20万円の減額、役務費、通信運搬費、寄附金額受領証明書及びワンストップ申請書の郵送料において134万2,000円の減額、合わせて159万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

○委員長（長津智之君） 阿久津行革デジタル推進課長。

○行革デジタル推進課長（阿久津清隆君） 続きまして、行革デジタル推進課所管、7目電子計算費、1、情報化推進事業につきましては、263万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。主な減額理由といたしましては、複合機導入に伴いまして、プリンター、トナー購入の量が減少したことによる不用額、そのほか委託料及び借上料等の入札差金による不用額により減額補正をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（長津智之君） 藤枝監査委員事務局主幹。

○監査委員事務局主幹（藤枝大助君） 続きまして、22ページ、公平委員会の補正予算について説明させていただきます。

22ページの2款1項9目公平委員会の経費の報酬についてですが、委員長報酬1日分8,000円の減額補正をお願いするものであります。こちらは、審査請求があった場合に備えておりました分の一部を不用額として補正減額を行うものであります。

以上となります。

○委員長（長津智之君） 比気市民協働課長。

○市民協働課長（比気龍司君） 続きまして、23ページをお願いします。

上段の説明欄の1、市民協働推進事業、12節委託料、公用バス運行管理業務委託料364万3,000円の減額につきましては、運行管理状況に伴い不用見込額の減額補正をお願いするものでございます。18節負担金補助及び交付金、まちづくり組織活動補助金74万9,000円の減額につきましては、団体の活動状況に伴い、不用見込額の減額補正をお願いするものでございます。

同じく、説明の欄の3、男女共同参画経費、10節需用費の燃料費3,000円、11節役務費の保険料2,000円のいずれも、減額につきましては、事業実施後の不用見込額の減額補正をお願いするものでございます。

同じく、説明の欄の4、高齢者ごみ出し支援事業、11節役務費の保険料の2万円の減額、

18節負担金補助交付金47万円の減額につきましては、いずれも想定の利用世帯数に対し、実際の利用世帯数が少なかったことによって減額補正をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（長津智之君） 秋元防災管理課長。

○防災管理課長（秋元久夫君） それでは、同じく、防災管理課所管で、11目交通安全対策費につきまして、説明欄1、交通安全対策経費につきましては32万6,000円の減額となります。1、報酬、8、旅費、18負担金及び交付金につきましては、それぞれの事業費の確定により減額するものでございます。

次に、24ページをお願いします。

12目防犯対策費につきましては、4万4,000円の減額をお願いするものです。内容としましては、説明欄1の防災対策経費、12節委託料、防犯関連機器維持補修点検委託料の事業費が確定したものによるものでございます。

次の13目防災諸費につきましては、説明欄2の防災対策諸費について、376万円の減額をお願いするものです。1、報酬、7、報酬費、10、需用費、12、委託料、17、備品購入費、18、負担金及び交付金につきまして、それぞれ事業費の確定により減額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 植田政策企画課長。

○政策企画課長（植田賢一君） 続きまして、14目諸費、説明欄3、結婚推進事業で119万7,000円の補正減でございます。委託料の額確定のほか、報償費、需用費及び補助金につきまして不用見込額を減額するものでございます。

以上です。

○委員長（長津智之君） 比気市民協働課長。

○市民協働課長（比気龍司君） 25ページの上の段をお願いいたします。

説明の欄の4、生理の貧困事業につきましては、財源内訳補正といたしまして、国補助金の新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金を8万円増額し、ふるさと応援基金繰入金を同額減額するものでございます。

以上です。

○委員長（長津智之君） 植田政策企画課長。

○政策企画課長（植田賢一君） 続きまして、15目特定事業推進費でございます。説明欄2、

地方創生推進事業で50万円の補正減。委託料の額確定によるものでございます。

次に、3、TX延伸促進事業で45万7,000円の補正減。TX県内延伸に係る方面決定を受け、TX水戸・茨城空港延伸促進協議会が解散されたことにより、負担金などの関係経費を減額するものでございます。

次に、4、移住推進事業は、財源内訳補正として、その他特定財源のふるさと応援基金を17万5,000円減額し、一般財源を同額増額するものでございます。

以上です。

○委員長（長津智之君） 藤枝監査委員事務局主幹。

○監査委員事務局主幹（藤枝大助君） 続きまして、固定資産評価審査委員会の補正予算について説明させていただきます。

27ページ、2款2項1目固定資産評価審査委員会費についてですが、9万4,000円の減額をお願いするものであります。これについては、毎年行われている委員の県外研修がオンラインの研修となったため、委員報酬、旅費、負担金の差額分が不用となったものによるものでございます。

以上となります。

○委員長（長津智之君） 大野税務課長。

○税務課長（大野和成君） 続きまして、税務課所管についてご説明いたします。

同じく27ページ、1目税務総務費、説明欄3の税務事務費は627万5,000円の減額でございます。理由といたしまして、18節の負担金補助及び交付金の環境性能割徴収取扱事務費交付金につきましては、県に支払う軽自動車税環境性能割徴収取扱費が当初の見込みより少なかったことにより、7万5,000円を減額するものでございます。

次の22節償還金利子及び割引料につきましては、市税の還付発生額が少なかったことにより、過誤納還付金400万円、過誤納還付加算金20万円を減額するものでございます。

続きまして、その下になります。2目賦課徴収費、説明欄1の賦課事務費は123万8,000円の減額でございます。28ページに記載しております委託料は、いずれも固定資産税の賦課事務において土地評価関係の専門業者及び不動産鑑定士等に例年業務委託しているものでございます。今回、いずれも契約金額が当初見積りよりも低い額となったため、不用額として減額するものでございます。

続きまして、説明欄2の徴収事務費の12節委託料につきましても、契約金額が当初見積りよりも低い額となったため、不用額として35万7,000円の減額でございます。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 中村収納課長。

○収納課長（中村理佳君） 続きまして、同じく28ページ、収納課所管、徴収事務費についてご説明申し上げます。

説明欄2、徴収事務費につきましては、171万9,000円の減額をお願いするものでございます。内容につきましては、需用費、役務費及び委託料において、いずれも当初の予算執行見込みを下回ることによる不用額としての減額となります。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 山口市民課長。

○市民課長（山口恵一君） 続きまして、市民課所管についてご説明いたします。

2款総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費、説明欄の2、戸籍住民基本台帳事務費につきましては、59万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。内訳でございますが、11節役務費の通信運搬費につきましては、郵送料の実績等により212万7,000円の減、12節委託料の戸籍システム改修委託料につきましては、額の確定及び戸籍附票システム改修の追加により217万8,000円の増、マイナンバーカード申請支援事務委託料につきましては、実績等により64万4,000円を減額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 島田総務課長。

○総務課長（島田視一君） 次に、29ページをご覧ください。

総務課所管になります。4項選挙費、1目選挙管理委員会費、説明欄1の選挙管理委員会費は、4万円の減額補正でございます。減額理由は、選挙管理委員会委員報酬について、委員への支払額の合計が当初見込額より少なかったため減額するものでございます。

同じく3目諸選挙費につきましては、1,263万5,000円の減額補正でございます。減額理由は、昨年11月に執行されました小美玉市議会議員一般選挙に係る経費として予算化しておりました報酬、職員手当等、報償費、需用費、役務費、委託料、負担金補助及び交付金についてそれぞれ不用額が生じたので、合計で1,263万5,000円を減額するものでございます。

以上です。

○委員長（長津智之君） 植田政策企画課長。

○政策企画課長（植田賢一君） 30ページをお願いいたします。

5項統計調査費、2目指定統計費、説明欄3、経済センサス調査区管理費で1万1,000円の補正減。4の住宅土地統計調査費で35万5,000円の補正減。6国勢調査準備費で3,000円の補正減。いずれも事業費確定による減額でございます。

以上です。

○委員長（長津智之君） 藤枝監査委員事務局。

○監査委員事務局（藤枝大助君） 続きまして、監査委員の補正予算について説明させていただきます。

31ページ、2款6項1目監査事務費についてですが9万1,000円の減額となっております。こちらについては委員の県外研修が書面開催となったため、委員報酬、旅費、駐車料金が不用となったことが減額の主な理由となっております。

以上となります。

○委員長（長津智之君） 中野谷環境課長。

○環境課長（中野谷 勲君） 続きまして、環境課所管の補正予算をご説明いたします。

43ページをお開き願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費でございます。

まず2、環境衛生事務費の1節報酬の環境審議会委員報酬21万円ですが、実績見込みに伴う減額です。

次に、18節負担金、補助及び交付金、湖北水道企業団負担金29万3,000円の増ですが、湖北水道企業団職員の児童手当に要する費用でございます。

次に、4空き地雑草除去事業の11節通信運搬費9万円及び12節空き地雑草除去委託料150万円は、実績見込みに伴う減額でございます。

次に、5狂犬病予防事業の18節補助金20万円は、実績見込みに伴う減額をお願いするものです。

次に、6石岡地方斎場組合負担金の18節負担金344万円は、事業見込みが確定されたため減額をお願いするものです。

次に、8空き家対策推進事業の8節旅費ですが、実績に伴い18万8,000円を減額するものです。

続きまして、44ページをお開きください。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、2ごみ処理対策経費ですが、10節需用費の7万1,000円、12節委託料、グラウンド維持管理等委託料411万3,000円、13節仮設トイレ借上

料3万8,000円の減額ですが、旧茨城美野里環境組合付近にありましたクリーンセンターグラウンドを所有者に返還したことに伴い、所要の額を減額するものです。

また、不法投棄対策経費において財源内訳補正として諸収入、物品売払収入を3万9,000円増額し、一般財源も同額 するものでございます。

続きまして、2目塵芥処理費、1、ごみ処理施設一部事務組合負担経費は8,345万5,000円の減額でございます。

まず、負担金3,693万6,000円の減額ですが、霞台厚生施設組合において前年度余剰金の精算並びに組合の業務費及び塵芥費の需用費見込みが確定されたことによるものです。

次に、広域ごみ処理施設建設負担金4,651万9,000円の減額は、霞台厚生施設組合環境センターごみ処理施設解体工事の契約による契約先による減額でございます。

続きまして、3目し尿処理費、18負担金、1し尿処理施設一部事務組合負担金経費は1,357万9,000円の減額でございます。茨城地方広域環境事務組合の事業費見込みが確定されたことによるものです。

以上です。

○委員長（長津智之君） 高橋財政課長。

○財政課長（高橋宏君） 63ページをご覧ください。

13款諸支出金、1項基金費、1目、1財政調整基金費で15万7,000円の補正増。利子分を積立てするものでございます。

同じく2目減債基金費で6,696万1,000円の補正増。総務省通知により普通交付税再算定交付額のうち臨時財政対策債償還費として積立てをするものでございます。

同じく3目、1公共施設整備基金で176万1,000円の補正減。主に地域食材供給施設使用料の収入減によるものでございます。

同じく4目、1土地開発基金費、7地域福祉基金費、9目文化センター事業基金費は、それぞれ1,000円の補正減。利子見込み減によるものでございます。

以上です。

○委員長（長津智之君） 中野谷環境課長。

○環境課長（中野谷 勲君） 続きまして、環境課所管となります。

13款諸支出金、1項基金費、10目幡谷浩史環境福祉整備基金費、1幡谷浩史環境福祉整備基金費の24節の積立金ですが、今年度も年金相当額の225万5,000円の寄附をいただいたことから増額するものです。

以上です。

○委員長（長津智之君） 高橋財政課長。

○財政課長（高橋宏君） 同じく11目、1 高額療養費貸付基金費は1,000円の補正減。利子見込み減によるものでございます。

同じく13目、1 合併振興基金費は41万8,000円の補正減。利子見込み減によるものでございます。

同じく19目、1 公共用バス整備基金は600万円の補正増。公共バス購入に係る経費を特定防衛施設周辺整備調整交付金により積立てするものでございます。

66ページをご覧ください。

同じく23目、1 脱炭素化施設整備基金費は3,454万円の補正増。公共施設整備基金からの繰入れにより3,000万円を積み立てるほか、合併振興基金利子等のうちE S G債運用益分の373万4,000円及び物品売払収入のうち廃校した学校備品の売払収入で80万6,000円を積立てするものでございます。

総務常任委員会所管の説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（長津智之君） ご苦労さまでした。以上で説明は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。11時10分まで休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時09分 再開

○委員長（長津智之君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

どうぞ。鬼田委員。

○1番（鬼田岳哉君） 3点お願いいたします、1つずつ言っていきます。

16ページの22款諸収入の1項延滞金でございますが、この220万減というのは、延滞金が発生しませんでしたよということなのか、延滞金が発生しているが回収できていないということなのか、どちらなのか教えてください。

○委員長（長津智之君） 中村収納課長。

○収納課長（中村理佳君） ただいまの質問にお答えいたします。

延滞金の220万減ということで、こちらですが、今年、延滞金というのも毎年金額が入ってくる金額も違いますので、取れなかったというよりは、延滞金として見込んでいた額が、多く、入ってきた金額が少なかったということになります。

以上です。

○委員長（長津智之君） 鬼田委員。

○1番（鬼田岳哉君） 今の話ですと、ざっくりにこのくらい入ってくると見込んでいたというのですが、実態としてはこうでしたよということで、何かトラブルが発生していないという理解でよろしいですかね。私はそのように進めます。

すみません、2つ目まいります。20ページです、よろしくお願いいたします。

20ページの2目文書広報費でございます。1広報活動経費の中の印刷製本費、200万円これ減になっています。当初では788万円見込んでいましたが、自治体としては588万円ということで4分の3程度に収まりました。この広報おみたま、1回お休みしたのか、それとも入札で圧縮できたとかいろいろあると思うのですが、その理由を教えてください。

○委員長（長津智之君） 林魅力発信課長。

○魅力発信課長（林 美佐君） 今のご質問でございますが、主な要因といたしましては、入札により印刷の1ページ当たりの単価契約が下がったことによるものでございます。

以上です。

○委員長（長津智之君） 鬼田委員。

○1番（鬼田岳哉君） ありがとうございます。

3点目に移ります。29ページをお願いします。

29ページ、3目の諸選挙費ということで、1市議会議員選挙経費、我々の分なのですけれども、3の職員手当等で230万円減額となっております。230万円なのですが、ちょっと私、仮でたたいてみて、1時間当たりの残業代が2,500円というふうに仮で計算をすると、大体920時間分浮いたというような仮定の数字が出ました。

900時間浮くとなると、これというのは選挙のその管理に対して業務効率化ができたのかというのか、結構見込んでいましたけれども実態としては見込み過ぎだったというのか、その内容を教えてください。

○委員長（長津智之君） 島田総務課長。

○総務課長（島田視一君） 今のご質問でございますが、理由としましては委員おっしゃるとおり2つございます。まず、当初予算額につきましては、比較的多めに見込んでおります。

と言いますのも、想定より多くの時間外勤務が発生した場合でも、予算不足で支払えないという事態だけは避けなければなりませんので、余裕をもった金額で計上しております。また、毎回の選挙のことですので、事務の効率的な進め方を改革しながら行っていることもあり、今回は時間数を削減することができました。以上が2つの大きな理由でございます。

以上です。

○委員長（長津智之君） 鬼田委員。

○1番（鬼田岳哉君） 今の説明で納得をいたしました。また3年半後になるとは思いますが、適正な額を見込むようお願いいたします。

以上です。

○委員長（長津智之君） その他ございますか。

真家委員。

○副委員長（真家功君） それでは、歳出の方で3点ほど。

まず、23ページなのですが、公共バス運行管理業務委託料で364万3,000円の減になっていますが、これ、先ほどちょっと説明あったのかもしれませんが、減額の理由をもう一度説明願いたいと思います。

○委員長（長津智之君） 比気市民協働課長。

○市民協働課長（比気龍司君） 運転手等の不測の事態によって運行業務ができなかった際の委託で見込んでおりました。実際、運行業務を委託することがなかったということと、それから、今後これぐらいの日数は不測の事態に備えて残しておく必要があるということでの補正計上となっております。

以上です。

○委員長（長津智之君） 真家委員。

○副委員長（真家功君） 今の点は了解しました。

続いて、43ページです。

43ページで湖北水道企業団負担金の29万3,000円という増なんですけど、これ、水道企業団ですので一般会計から出すためにきっと環境課になったと思うのですが、なぜこれ当初予算でいつも上げてこないのか。いつもこれ補正になるのですよね。この辺の調整はどうなっているかお伺いしたいと思います。

あと、この負担金の内容ですかね。

○委員長（長津智之君） 中野谷環境課長。

○環境課長（中野谷 勲君） ただいまのご質問に回答いたしますが、例年、湖北水道企業団で支払時期が6月、10月、2月の3回となっております、当然、職員に対する手当でございます。その金額が確定したということで、例年この時期の補正となっているようでございます。

そのうちの負担金の割合なのですが、石岡市が86%、小美玉市、これは旧玉里村なのですが、けれども14%の負担割合となっております。

以上です。

○委員長（長津智之君） 真家副委員長。

○副委員長（真家功君） これは当面、予算のときに、これは相手の企業団のことなのでしょうけれども、毎年おおむねこれぐらいの負担金が発生するというので、当初予算で組んでもらうように要望した方が良くと思います。これ、3月いつも補正になっていますけれども、これは毎年、額の確定に伴ってそのままの数字でしょうけれども、そうじゃなくて、予算的に上げていただいてやるべきだなというふうに思いますので、これは要望です。

あともう一点です。44ページのグラウンドの方の管理委託料が411万3,000円減額になっていますが、これは契約によって、何年かに一回の契約でしていると思うのですが、これはその契約が終わったということなのでしょうか。

○委員長（長津智之君） 中野谷環境課長。

○環境課長（中野谷 勲君） 今までは借地契約をしておったのですけれども、借地を返還いたしました。それで、返還する際に所有者の要望で、地目が山林なのですけれども、芝を抜いて杉苗を植えて返還してくれという要望が、原形復旧なのですけれども要望がありまして、契約をしたのですが、途中で何もやらないで良いというのがありまして、契約変更しまして、それに伴う減額となっております。

以上です。

○委員長（長津智之君） 真家副委員長。

○副委員長（真家功君） 今ので内容分かりました。ちょっと私がやったときにそういう借地契約だったので、分かりました。返還したんだね。よく分かりました。

○委員長（長津智之君） 戸田委員。

○3番（戸田大我君） 基本的なことだと思うのですが、教えていただきたいと思うのですが、コロナの基金がなくなった、廃止するというので、今度脱炭素の基金をつくったということなのですが、コロナの基金が幾らあってなくなったかというの、ど

こで見れば分かるのかなと思って。

ちょっと初歩的な質問ですみません、よろしくお願いします。

○委員長（長津智之君） 植田政策企画課長。

○政策企画課長（植田賢一君） 歳入では、新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金で41万9,000円を計上しております。これがそれぞれの歳出に充当しておりますが、数字がはっきり明記できていないというのがありますが、1つが生理の貧困事業で、先ほど市民協働課長からご説明がありましたが、そちらに8万円を充当しております。あとは、衛生費の方になるのですが、4款1項2目の04事業で新型コロナウイルス感染症予防事業が今回補正計上されておりますが、こちらに33万9,000円を充当しております。

以上です。

○委員長（長津智之君） 戸田委員。

○3番（戸田大我君） ありがとうございます。

○委員長（長津智之君） 他に。

山崎委員。

○5番（山崎晴生君） ありがとうございます。

23ページの高齢者ごみ出し支援事業のところで、世帯数が減少してマイナス49万円というところで、世帯数見込みに対してどのぐらいの数だったのか教えてください。

○委員長（長津智之君） 比気市民協働課長。

○市民協働課長（比気龍司君） 実際の見込んだ数よりも少なかったというような説明をさせていただいたかと思いますが、当初予算の計上につきまして、具体的なその件数ということではなく、おおよそ前年度ベースを引き継いだ結果、あるいは前年度の利用実績等を基準として算出したということでございます。

以上です。

○委員長（長津智之君） 山崎委員。

○5番（山崎晴生君） 多分、前年度も予算の方が多分70万ぐらいだったと思うのですが、49万減額ということで20万円ぐらいしかつかなかったのかなというところであったので、再度、6年度も同じ予算で組んでいると思いますので、この部分はよく、この補正のところ、数字の方をよく精査していただいで生かしていただければと思いますし、多分介護関係の課と、市民協働課さんでやっているのであれなのですけれども、やはりなかなか、玉里の福祉の方との連携というところをしっかりと取っていただければちょっと違うのかなとは思いの

ですけれども、よろしくお願ひします、要望といたします。

○委員長（長津智之君） 他に質疑はございますか。

荒川委員。

○20番（荒川一秀君） 19ページで、3月の補正が減額補正だから良いのですけれども、職員の研修会で少し残っていたようだけれども、どのくらいのこれ職員が研修会というのはやっているのかな。

○委員長（長津智之君） 高野人事課長。

○人事課長（高野雄司君） ただいまの質問でございますけれども、今回、自治研修所研修負担金で7万5,000円の減額、それから会議研修参加負担金ということで15万6,000円の減額なのですけれども、特にこちら、まず自治研修所につきましては、自治研修所に当初予算で約100名程度の参加を予定しておりましたけれども、最終的には74名の参加者。それから、こちら2番目の会議研修参加負担金につきましては、特にこれは福祉専門職の部分なのですけれども、福祉部でいます家庭相談員さんとか、それからケースワーカーなんかの場合、生活保護のケースワーカーに関しまして、経験を積むことによって新たな資格を取れるというところで毎年計上しているものでございまして、今回、実際にはこの当初42万円ほど予算を取っていたわけのですけれども、こちらで2名の方がその福祉専門の研修に参加している状況でございます。

以上です。

○委員長（長津智之君） 荒川委員。

○20番（荒川一秀君） せっかくそういうふうな企画をしてやっているのだから、できるだけ研修される職員さん、自助努力しながら、都合もあるのだろうけれどもどんどん勉強してもらいたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（長津智之君） その他に。

真家副委員長。

○副委員長（真家功君） すみません、追加であと1点だけお伺ひしたいのですが、これ予算とちょっと違うのですが基金の関係で、基金一覧というのがあれば良いのですが、たしか私の記憶によると本田の環境基金というのは残高ゼロだったと思うのですが、そういう残高ゼロのものをずっと基金として残すべきなのかどうなのかというのを、財政課長、お願ひしたいのですが。

○委員長（長津智之君） 高橋財政課長。

○財政課長（高橋宏君） 真家副委員長の言うとおりの、本田スポーツ推進基金としては、残高今ゼロという形になっておりますので、今後、そのゼロの基金に対して廃止するののかという形で、一応検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（長津智之君） 真家副委員長。

○副委員長（真家功君） 分かりました。

○委員長（長津智之君） 他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第23号 令和5年度小美玉市一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号 令和5年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

中野谷環境課長。

○環境課長（中野谷 勲君） 議案第27号 令和5年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

予算の概要ですが、歳入歳出それぞれ289万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,233万2,000円といたします。

2 ページをご覧ください。

最初に、歳入予算についてご説明いたします。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目衛生使用料、1 節霊園使用料289万6,000円の減額となります。減額の理由は、新規の申込みが20区画であったことによるものです。

続いて、歳出予算をご説明いたします。

7 ページをご覧ください。

1 款霊園事業費、1 項霊園施設管理費、1 目霊園施設管理費、1 市営霊園管理事業、11 節役務費ですが、催告書の送付の実績見込みに伴い4万円を減額するものです。

次に、24 節積立金ですが、歳入財源更正に伴い、霊園整備基金積立金を285万6,000円減額するものです。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第27号 令和5年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号 公の施設の広域利用に関する協議についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

植田政策企画課長。

○政策企画課長（植田賢一君） 議案第40号 公の施設の広域利用に関する協議についてご説

明をいたします。

提案理由としては、小美玉市と水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、茨城町、大洗町、城里町及び東海村との間において実施する公の施設の広域利用について、このたび水戸市と笠間市より対象施設の追加依頼があったため、現行の協定を廃止し、別紙のとおり、改めて本年4月1日を施行日とする協定を定めるため、本案を提出するものでございます。

対象施設の変更内容につきましては、協定書の別表の1ページ目をご覧くださいと思います。次のページになります、別紙の次です。

別表の水戸市の上から6段目のところで、東部公園というのがございます。東部公園のこちらのサッカー場が1つ、もう一つが次のページに移りまして、笠間市で笠間芸術の森公園スケートパークの休憩施設、こちらが新たに追加される施設となるものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（長津智之君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第40号 公の施設の広域利用に関する協議について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本日当委員会に付託された議案の審査は終了いたしました。

ここでその他に入りますので、委員の皆様から何かありますか。

戸田委員。

○3番（戸田大我君） ありがとうございます。

ちょっと1つだけ質問させていただきたいと思います。

私、今回の定例会で、一般質問で上玉里地内の企業火災について質問させていただいたんですが、それは消防の方について質問させていただきましたが、あそこの、その企業に係る悪臭ですね、日常的な悪臭があって、それについても地域の住民から苦情が出ているということがあったと思います。それについて、市の方でどのように対応されてきたのか、今後どのように対応されていくのかということについて、お答えできる範囲で答えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（長津智之君） 中野谷環境課長。

○環境課長（中野谷 勲君） 戸田委員のご質問に回答したいと思います。

この工場は、チップにされたプラスチック類を溶融化して原材料とするリサイクル工場でございます。それで、溶融した際に出る臭いは、本来であれば脱臭装置を通して流れ出すのですが、その脱臭装置のメンテナンスが非常に悪く、環境課の方へも近所の住民の方から苦情が来て、そのたびに指導に行っている感じでございます。

現在、工場の方は火災の後に操業停止しております。消防設備の検査が終わり、それとともに中の施設の方も更新するというお話を伺っております。

なお、更新された後なのですけれども、この4月1日から茨城県の方でストックヤード条例というのが施行されます。これは有価物を置く場合に、近所から苦情がない、周りに迷惑をかけないように管理をしっかりしなさいよというのが条例化されます。これは千葉県に続きまして全国2番目の条例になります。その条例にのっとりまして、茨城県と連携しながら指導強化を図っていこうと考えております。

以上です。

○委員長（長津智之君） 戸田委員。

○3番（戸田大我君） 適切に対応されているということで安心しました。これからもそういった企業の、周りの住民の方の生活、安心した生活ができるように、その後もまたご尽力いただきたいと思います。どうもありがとうございます。

以上です。

○委員長（長津智之君） 執行部の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、本日の審議及び協議は全て終了いたしました。

それでは、真家副委員長、お願いいたします。

○副委員長（真家功君） 1点だけ、ちょっと。

○委員長（長津智之君） その他で。

○副委員長（真家功君） 令和6年度の新入職員の関係で聞きたいのですが、何人の職員が今回入るのかということと、何人テストを受けて何人ということとその辺のことを、我々議員全然分からないので、何らかの形で、予算にも関係している新入職員の、それは全協か何かでやはり説明していただきたいというのがあります。

そういうことで、今年何人採用になったかということをお伺いします。

○委員長（長津智之君） 高野人事課長。

○人事課長（高野雄司君） 令和6年4月採用予定者といたしまして、今年度の採用試験で14名、うち専門職2名ということで、14名でございます。

○副委員長（真家功君） 分かりました。大変失礼しました。

○委員長（長津智之君） 議長。

○議長（長島幸男君） 私の方もその他で。

今、人事関係の、真家副委員長から話があったのですが、例年二十何日かには職員の内示が出ますよね。私らも、議員も担当部署行って一覧表頂いているのですが、このタブレットに載せてもらえないかな。議員の。大丈夫ですかね。これ。お願いしたいのですが。

○総務部長（金谷和一君） 事務局に出しますから、事務局の方で出してもらってください。

○議長（長島幸男君） では、分かりました。よろしくお願ひします。



### ◎閉会の宣告

○副委員長（真家功君） それでは、以上をもちまして総務常任委員会を閉会いたします。

皆様ご苦労さまでした。

午前11時38分 閉会